

介護保険福祉用具購入の手引き



(令和7年5月発行)

東かがわ市市民部長寿保健課

目 次

1	福祉用具購入費の支給要件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	福祉用具購入費の支給申請及び添付書類についての留意事項・・・・・・・・	3
	【参考1】厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目・・・・・・・・	4
	【参考2】書類の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	【参考3】福祉用具購入QA・・・・・・・・・・・・・・・・	10



1 福祉用具購入費の支給要件

福祉用具購入費は、居宅要介護（支援）被保険者の日常生活の自立を助けるために、入浴又は排せつの用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める福祉用具を購入したときに支給されるものです。

（１） 支給限度額等

- ①福祉用具購入費の支給限度基準額は１０万円です。このうち、現に福祉用具購入に要した費用の９割（８割または７割）に相当する額を保険給付します。支払いは、いったん費用の全額を被保険者側が負担し、のちに９割（８割または７割）の払戻しを申請する「償還払い」と被保険者が１割（２割または３割）の自己負担額を販売事業者支払い、市から直接販売事業者支払いに９割（８割または７割）を支払う「受領委任払い」があります。
- ②福祉用具購入費の支給限度額管理期間は、毎年４月１日からの１年間です。
- ③福祉用具購入費は、対象とならない用具の場合には保険給付できません。また、保険対象となる購入費用の総額が支給限度基準額の１０万円を超えている場合、その超えた部分は全額自己負担となります。
- ④同一種目の福祉用具購入費の支給は１度に限りませんが、当該福祉用具が破損した場合、用途及び機能が著しく異なる場合等、市が必要と認めるときは再度購入することが可能です。事前に長寿介護課にお問合せください。

（２） 対象となる人

要支援１・２又は要介護１～５の認定を受けた被保険者で、居宅介護（介護予防）サービスを受けている人（入院中の方や施設介護サービスを受けている人は対象になりません。）

（３） 購入できる事業者について

指定販売事業者で購入してください。※指定販売事業者以外からの購入は対象になりません。

（４） 令和６年度からの福祉用具貸与・販売の選択制の導入について

- ①令和６年４月１日より、利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されました。
- ②選択制の対象福祉用具の提供に当たって、福祉用具専門相談員または介護支援専門員は、利用者に対して下記の対応を行ってください。また、その内容を、特定福祉用具販売計画やモニタリングシートなどに記録してください。
 - ・貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることを説明すること。
 - ・利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること。
 - ・医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案すること。

また、選択制の対象福祉用具の提供後は、福祉用具専門相談員が下記の対応を行ってください。

<貸与後>

- ・ケアプラン及び福祉用具サービス計画等に貸与を選択した理由の他、モニタリング時期を記載し、利用者とケアマネジャーに交付すること。
- ・利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、利用者の身体状況等の変化の状況、選択制対象用具の利用状況、貸与・販売に対する意向等を記録しケアマネジャーに報告すること。

<販売後>

- ・利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供すること。
- ・特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認すること。
- ・利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努めること。

(5) 購入できる福祉用具の種目について（4ページ、5ページ参照）

- ① 腰掛便座
 - ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - ③ 排泄予測支援機器
 - ④ 入浴補助用具
 - ⑤ 簡易浴槽
 - ⑥ 移動用リフトのつり具の部分
 - ⑦ 固定式スロープ（※）
 - ⑧ 歩行器（歩行車を除く）（※）
 - ⑨ 歩行補助つえ（松葉杖を除く単点杖及び多点杖）（※）
- （※）貸与と購入のどちらかを選択できます。中古品は購入できません。

(6) 申請に必要な書類について

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
 - ② 福祉用具のパンフレット、その他福祉用具の概要を記載した書面
 - ③ 領収証
 - ④ 受領委任払い用の委任状（受領委任払いの場合）
 - ⑤ 見積書（受領委任払いの場合）
 - ⑥ 福祉用具販売計画書（ケアプラン無しで購入する場合）
- （※）排泄予測支援機器については、下記の⑦及び⑧の提出が必要です。
- ⑦ 医学的な所見の確認についての書面
 - ⑧ 確認調書
- （※）選択制の場合は、下記の⑨又は⑩のどちらかの提出が必要です。
- ⑨ 福祉用具販売計画書
 - ⑩ サービス担当者会議の要点又はケアプランの写し

2 福祉用具購入費の支給申請及び添付書類についての留意事項

(1) 申請書に必要な書類

①介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

ア. 購入金額は受領委任払いの場合は、10割の金額と、かっこ書きで1割（2割または3割）の金額を記入

イ. 福祉用具を必要とする理由

* 申請書に居宅サービス計画を添付した場合で当該申請に係る福祉用具が必要であると認められるときは、理由の記載を要しません。

②福祉用具のパフレット、その他福祉用具の概要を記載した書面

③領収証

ア. 受領委任払いの場合

給付対象額に10分の1（10分の2または10分の3）を乗じた額（1円未満の端数は切り上げ）が領収金額になります。

○1円未満の端数がある場合

（例）購入費用の合計額が 33,333円の場合 * 1割負担の場合

利用者負担額＝ $33,333 \times 1/10 = 3,333.3$ 円

≒3,334円（1円未満の端数切り上げ）⇒ 領収金額

○同月内に2品目以上を同時に購入する場合 * 1割負担の場合

（例）入浴用いす 20,004円・浴槽用手すり 20,001円の2品目を同時に購入し申請する場合
入浴用いす 20,004円に10分の1を乗じた額（1円未満の端数は切り上げ）と、浴槽用手すり 20,001円に10分の1を乗じた額（1円未満の端数は切り上げ）を合計した金額が利用者負担額になります。

（この場合の利用者負担額は、4,002円となりますので、受領委任払いを選択している場合は、領収金額に気を付けて下さい。）

○支給限度基準額（同一年度内で10万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の販売費用の額に10分の1（10分の2または10分の3）を乗じた額と、支給限度額を超える額の合計になります。

（例）既に 33,333 円分の福祉用具購入を行っている利用者が、70,000 円の福祉用具を行った場合 * 1割負担の場合

（支給限度基準額内の購入費用の額）＝100,000円－33,333円

＝66,667円・・・支給限度額（支給対象となる額）

（支給限度額を超える購入費用の額）＝70,000円－66,667円

＝3,333円・・・支給限度額を超える額（支給対象とならない額）

利用者負担額＝66,667×1/10＋3,333円

＝6,666.7円＋3,333円＝9,999.7円

≒10,000円（1円未満の端数切り上げ） ⇒ 領収金額

- ④ 受領委任払い用の委任状（受領委任払いの場合）
- ⑤ 見積書（受領委任払いの場合）
- ⑥ 福祉用具販売計画書（ケアプラン無しで購入する場合）
- (※) 排泄予測支援機器の購入については、⑦及び⑧が必要
- ⑦ 医学的な所見の確認についての書面（下記ア～エのいずれか）
 - ア. 介護認定審査における主治医の意見書
 - イ. サービス担当者会議等における医師の所見
 - ウ. 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - エ. 個別に取得した医師の診断書
- ⑧ 確認調書
- (※) 選択制の場合は、⑨又は⑩が必要
- ⑨ 福祉用具販売計画書
- ⑩ サービス担当者会議の要点又はケアプランの写し

- (2) 同一種目の再購入については、原則対象外です。ただし、理由によっては、対象となる場合がありますので購入前にご相談ください。

申請書の福祉用具を必要とする理由に、再購入が必要な詳しい理由をご記入ください。

※選択制の場合は、使用場所により同一種目の複数購入が可能となる場合があります。

【参考 1】

厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。
- (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）但し、設置に要する費用については従来通り法に基づく保険給付の対象とならないものである。

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

3 排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に

達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

4 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

(1) 入浴用いす

座面の高さが概ね 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

(2) 浴槽用手すり

浴槽の縁をはさみこんで固定することができるものに限る。

(3) 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

(4) 入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

(5) 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

(6) 浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

(7) 入浴用介助ベルト

身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

5 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

6 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

7 固定式スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものを除く。

8 歩行器

脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

9 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。松葉杖は除く。

【参考2】書類の記入例

介護保険 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書

フリガナ	サスキ タロウ	保険者番号		3	7	2	0	7	8
被保険者氏名	讃岐 太郎	被保険者	受領委任払いの場合は、10割の金額と1割(2割または3割)の利用者負担額(1円未満の端数は切り上げ)を記入してください。						
生年月日	明・大・昭 12年 1月 2日生								
住所	〒769-2792 東かがわ市〇〇123番地		電話番号 0879-12-3456						
福祉用具名 (種目名及び商品名)	製造事業者名及び 販売事業者名		購入金額		購入日				
入浴補助用具 シャワーベンチFSフィット	〇〇化成 株式会社〇△商会		21,666 円 (2,167)		令和元年10月 1日				
			円		令和 年 月 日				
			円		令和 年 月 日				
福祉用具が 必要な理由	下肢筋力低下のため、入浴時の身体安定のためにシャワーチェアが必要								
東かがわ市長 殿 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給を申請します。 令和元年 11月 1日 住所 東かがわ市〇〇123番地 申請者氏名 讃岐 太郎 電話番号 0879-12-3456									

注意・この申請書の裏面に、領収証及び福祉用具のパフレット等を添付して下さい。

- ・「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載して下さい。欄内に記載が困難な場合は裏面に記載して下さい。
- ・販売業者が特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業所である場合は、「受領委任払い」を選択した場合は、販売業者の口座情報を記入してください。

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費を次の支払い方法により処理

支払方法 依頼欄	☐ 償還払い(口座振替) ☒ 受領委任払い(口座振替)										
	口座 振替 先	銀行 〇〇信用金庫 信用組合 農協				本店 支店 出張所		種目	口座番号		
		金融機関コード				店舗コード		1普通預金 2当座預金 3その他	3 3 3 3 3 3 3		
		1	1	1	1	2	2				
		フリガナ 口座名義人	カ) マルサンカクシヨウカイ 株式会社〇△商会				代表取締役 吉川 三郎				

口座振替委任欄

上記の支給の受領方を口座名義人
お願いします。

令和 年 月 日

被保険者(申請者)

に委任し、上記口座に振り込まれますよう

印

(受領委任払い用の委任状)

別記様式（第4条関係）

令和元年 11 月 1 日

被保険者の情報

申請書と同じ印鑑を押印すること。

東かがわ市長 様

申出者（委任者） 住 所 東かがわ市〇〇123番地
氏 名 讃岐 太郎
電話番号 0879-12-3456

申請書と同じ日付

介護保険 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び介護保険居宅介護（介護予防）
住宅改修費の受領に関する委任状

私は、次の者に令和元年 11 月 1 日の申請に係る介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具
購入費及び介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する権限を委任します。

販売業者の情報

受任者 住 所 東かがわ市△△12番地
氏 名 株式会社〇△商会
代表取締役 香川 三郎
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号 0879-12-912

之代〇
表△
印者 商会

領収証記入例

申請者(被保険者)の名前 領収 令和元年 10 月 1 日 収入印紙	
讃岐 太郎	
領収金額	¥2, 1 6 7
但し 〇〇化成製 シャーペン FS フィット	
上記金額正に領収致しました	
東かがわ市△△12番地 株式会社〇△商会 代表取締役 香川 三郎 印	

領収日は必ず記入してください。

複数用具購入の場合は各用具ごとに用具名、製造事業者、領収金額内訳を記入してください。

受領委任払いの場合は、1割(2割または3割)の利用者負担額(1円未満の端数は切り上げ)

見積書と同じ業者印を押印してください。

別添

排泄予測支援機器 確認調書

介護保険法による特定福祉用具の販売にあたり、下記の内容について、確認しました。

____年 ____月 ____日

事業所名 _____

所在地 _____

確認者名 _____

記

【利用者情報】

氏 名 _____

生年月日 ____年 ____月 ____日 年齢 ____歳

同居家族 _____ トイレへの主な介助者 _____

要介護区分 要介護 ____ 要支援 ____

介護認定調査 項目2－5排尿(該当するものに○をする)

1.介助されていない 2.見守り等 3.一部介助 4.全介助

【試用した排泄予測支援機器】

メーカー名: _____ 機種名: _____

【確認項目】

試用の有無 ※無の場合はその理由	有・無(無の場合、以下に試用しなかった理由を記載) _____		
試用期間	____月____日～____月____日(1日あたり____時間装着)		
装着し、通知がされたか	可・否	通知後、トイレまでの誘導時間	分
試用結果(※) (通知後にトイレで排泄できた回数/実際の通知回数)			
月 日	回/ 回	月 日	回/ 回
月 日	回/ 回	月 日	回/ 回
月 日	回/ 回	月 日	回/ 回
月 日	回/ 回	月 日	回/ 回

(※)試用結果は、実際の試用期間に応じて記入してください。

【参考3】福祉用具購入Q A

【滑り止めマット（浴槽用）の取り扱い】

- Q 浴槽内の高さを調整するための「滑り止めマット（浴槽用）」は「浴槽内すのこ」に該当するか。
- A 該当しません。

【滑り止めマットについて】

- Q 浴室内すのこについては、「浴室内において浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る」となっているが、段差解消を目的とした「滑り止めマット」についても購入の対象としてよいか。
- A 「滑り止めマット」については、浴室内すのこに該当しないため対象となりません。

【特注すのこ等の作成について】

- Q 浴室内すのこ等を一般の大工に作成してもらった場合、福祉用具購入費として支給が可能か。可能であればパンフレットはどうするのか。
- A 浴室内に置いて浴室の床段差の解消ができるものであり、指定業者からの購入であれば福祉用具購入費の支給対象となります。ただし、オーダーメイドの場合は、見積書及び設置前後の写真により現物の確認を行なう必要があります。

【部品のみの購入について】

- Q 介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は、福祉用具購入費の対象となるか。
- A 福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となります。

【外観・機能等の制限について】

- Q 腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウオームアップ機能付のものなど高額なものもあるが特に制限がないと考えてよいか。
- A 利用者がそれを選択すれば、給付対象として差し支えありません。

【オプション部分の取り扱いについて】

- Q 洗浄機能を有する腰掛便座を購入した場合、その機能が区分できる場合（オプション仕様等）でも、給付対象となるか。
- A 洗浄機能のついた一体型の腰掛便座は給付対象となります。ただし、特定福祉用具とそれに新たな機能を付加するオプション部分は、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断することになるので、特定福祉用具の種目に該当しないオプション部分（洗浄機能部分）については、保険給付の対象外になります。

【入院前の福祉用具購入について】

Q 在宅要介護者が福祉用具購入後に状態の急変により入院した場合、福祉用具購入の支給申請は可能か。

A 入院前に購入したものであれば給付の対象になります。

【セット商品で当該腰掛便座用手すりも購入した場合】

Q 腰掛便座と当該腰掛便座用手すりをセット商品として購入した場合、機能を有する部分が分類できる以上、腰掛便座部分のみ福祉用具購入費の対象となるか。

A 腰掛便座部分のみが対象となります。

【入院外泊時の購入について】

Q 病院に入院中の被保険者が退院に向けて外泊訓練中であり、近日中に退院予定である。外泊訓練時、居宅においてポータブルトイレが必要であると、介護支援専門員が認め、本人も了承している。この場合、福祉用具購入費の支給は可能か。

A 介護保険の介護サービスは、医療保険適用施設に入院中の場合は利用できないので、外泊中に利用することを目的とした福祉用具購入費の支給はできません。

【入院中の福祉用具購入について】

Q 入院中の要介護者が福祉用具を購入した場合、福祉用具購入費の支給は可能か。

A 入院（入所）中の場合は特定福祉用具が必要と認められず、福祉用具購入費の支給はできません。ただし、退院と同時に必要な場合等は、事前に購入し、退院後に支給申請をすることは差し支えありません。（退院しないこととなった場合は、申請できなくなることから、退院してから購入することが望ましい）。

【特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護の利用者への福祉用具購入費の支給について】

Q ①有料老人ホーム入所者で特定施設入所者生活介護を算定している要介護被保険者について、専用の居室内においてのみ使用する場合、福祉用具購入費の支給は認められるか。

②グループホームの入所者で①と同様に専用の居室内においてのみ使用する場合、福祉用具購入費の支給は認められるか。

A 特定施設入所者生活介護及びグループホームのサービス給付を受けている利用者に対する福祉用具購入費の支給は制度上可能であるが、施設では整備されていることが前提のため、一般的には必要ないと考えられます。しかし、個室において特段の事情がある場合には、支給の対象となります。

【福祉用具の共同購入について】

Q 共同生活している2人の要介護認定者が20万円相当の簡易浴槽の購入を希望している場合、支払額を二分し、10万円の限度額を双方に適用することができるか。

A 共同で特定福祉用具を購入することはできません。

【福祉用具購入に伴う送料について】

- Q 福祉用具購入について、利用者が通信販売等で購入する場合、送料が別途請求されることがあります。福祉用具購入に伴う送料は、支給の対象とらないと考えますがいかがでしょうか。
- A 対象となりません。

【同一種目の福祉用具購入について】

- Q 介護保険法施行規則第70条第2項にて、「居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、同一の種目の特定福祉用具については支給しない」とあるが、次の場合いかがか。①昼間は和式便器の上に置いて腰掛式に変換する腰掛便座を既に購入しているが、夜間、居室にて利用するためのポータブルトイレを新たに購入することは可能か。②入浴補助用具の入浴用いすと浴槽内いすの購入は可能か。
- A ①②とも給付対象です。

【福祉用具購入費支給申請書の「福祉用具が必要な理由」の記入について】

- Q 福祉用具購入費支給申請書の「福祉用具が必要な理由」の記入は、ケアマネージャーが記入することが適当と考えられるが、福祉用具購入のみを希望する場合等、ケアマネージャーが関わっていない人の場合、誰が記入するのが適当か。
- A 住宅改修費と異なり、「福祉用具が必要な理由」をケアマネージャー等が記入するということは求められていないので、本人又はその家族が記入すべきであると考えます。

【簡易浴槽の対象範囲について】

- Q 利用者の方が寝たまま利用できる組立式の洗髪器は、簡易浴槽に含まれると解釈してよいか。
- A 部分浴に係る器具（洗髪器や足浴器）は、簡易浴槽には含まれません。

【取付け料について】

- Q 簡易昇降便座の設置に当たり床にビス止めする取付け料は支給対象になるか。
- A 取付け料も支給対象となります。ただし、電源工事代については、対象外です。

【転出した場合の申請先】

- Q 福祉用具の購入後に転出した場合、支給申請は転出前の保険者にするのか。その際、いつまでできるのか。
- A 支給申請は、転出前の保険者となります。購入後、2年後まで申請できます。
- ※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時（代金を完済した日）の翌日を起算日とします。

【福祉用具購入費の支払前に本人が死亡した場合】

- Q 福祉用具を購入した後死亡し、代金の支払いが死亡後になった場合、給付の対象となるか。
- A 代金の支払日が死亡後だと本人の被保険者資格がなくなり、本人が購入したことにならないため、保険給付の請求はできません。

【福祉用具購入費の支払前に本人が死亡した場合】

- Q 特定福祉用具購入費について、販売店と分割払い等の契約で購入し、完済する前に本人が死亡したため、領収書の発行を受けていない。クレジットカードで購入し未完済でも販売店からの領収証の発行を受けている場合は、福祉用具購入費の支給申請が可能であるが、この場合、未完済で領収書の発行を受けていないので、支給申請自体できないということになるのか？あるいは、住宅改修完成前に本人死亡した場合の、生前までに完成していた部分について支給対象となることと同様に考え、福祉用具についても、本人が生前福祉用具を利用していたという実績があれば、支給対象となるのか？
- A 住宅改修中に被保険者が死亡した取り扱いと同様に、福祉用具を購入し、完済する前に被保険者が死亡した場合も、被保険者本人が生前当該福祉用具を利用していたという実績があれば、支払い済み分までは介護保険の給付の対象となります。

【特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類とは】

- Q 居宅サービス計画が作成されていない場合、福祉用具専門相談員は「特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類」を確認することとされているが、これらの書類はどのようなものか。
- A 「特定福祉用具販売の提供が必要な理由等がわかる書類」とは、利用者が福祉用具購入費の申請の際に保険者へ提出する必要な理由等を、福祉用具専門相談員がそのサービス提供の必要性も含めて確認するための書類であり、様式及び作成者は任意です。

【福祉用具購入日の支給】

- Q 以下の場合、限度額管理はいずれの年度において行われるか。
- ①平成30年度に福祉用具の引渡しを受け、平成31年度に代金を支払い保険給付を請求したケース
- ②平成30年度に福祉用具の引き渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成31年度に行ったケース
- A 介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされている。したがって、①は平成31年度において、②は平成30年度において、それぞれ限度額管理が行われる。

【支給申請書の提出について】

- Q 支給申請書はいつ提出すればよいか。
- A 領収日が前月以前のものを領収日の翌月10日頃までに提出してください。領収日が前月以前のものについて国保連合会へ審査依頼します。
- (例) 領収日が10月以前のもの ⇒ 11月10日頃までに支給申請書を提出 ⇒ 審査依頼
⇒ 支給決定通知書送付（12月上旬） ⇒ 12月25日支払
- *領収日が11月のものは審査依頼が1月になりますので、支払が2月になります。

【受領委任払いの対象について】

Q 受領委任払いの対象者に条件はあるのか。

A 市の要綱に基づき、事業者を受領委任することができる被保険者は次の全てに該当しないことが条件となります。

- ①介護保険法第21条第1項に規定する第三者行為により生じた福祉用具購入
- ②介護保険法第66条第1項に規定する支払方法の変更の記載を受けている者
- ③介護保険法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の支払の一時差止めを受けている者
- ④介護保険法第68条第1項に規定する保険給付差止めの記載を受けている者
- ⑤介護保険法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている者